

令和 年 月 日

新潟県流域下水道事務所長 様

代 務 員 等 通 知 書

車両管理等業務委託契約について、車両管理員が業務を行うことができないため、車両管理等業務委託契約書第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知する。

記

- 1 業務を行うことができない日時
- 2 車両管理員
- 3 代務員（代務員を定めることができない場合は、「なし」と記入）